

官報

号外

昭和三十六年三月十五日

○第三十八回 参議院會議錄第十二号

昭和三十六年三月十五日(水曜日)

午前十一時十四分開議

議事日程 第十一号

昭和三十六年三月十五日

午前十時開議

第一 森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給付に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

○本日の会議に付した案件

一、日本放送協会経営委員会委員の任命に関する件

一、原子力委員会委員の任命に関する件

一、日程第一 森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

一、日程第二 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給付に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第三 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

一、日程第五 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第六 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案

一、日程第七 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

農林水産委員

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

一六四

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

原子力委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により、駒形作次君、西村熊雄君を原子力委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤野繁雄君。

審査報告書

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月十日

農林水産
委員長 藤野 繁雄
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行の森林火災国営保険法を拡充して、森林の火災による損害のほか、気象災害による損害についてもこれをてん補することとする等の改正を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

森林国営保険に關し、政府は、すみやかに、次の事項について遺憾なく措置すべきである。

一、経費及び保険料の国庫負担、保険事故及び保険目的の拡大、保険料率の引下げ及び保険標準金額の引上げ、無事民制の復活等を考慮して必要な法律の改正を検討し、真に国営保険にふさわしい制度の確立に努めること。

二、積立金の効率的な運用、病虫害の防除対策の拡充及び林業統計の整備に努めること。

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月九日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

森林火災国営保険法

第一条中「森林火災保険」を「森林火災保険」に改める。

第二条第一項中「森林火災保険」を「森林火災」に改め、「損害」の下に「及気象上原因ニ因ル災害(風害水害雪害干害凍害及潮害ニ限ル)ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害」を加える。

第十五条に次の一号を加える。

四 填補すべき額が少額ト認めラル場合ニシテ省令ヲ以テ定ムル場合

第二十二條第一項中「森林火災保険」を「森林火災」に改め、「森林火災国営保険審査会」を「森林火災国営保険審査会」に改め、同条第三項中「森林火災国営保険審査会」を「森林火災国営保険審査会」に改める。

第二十三條及び第二十五條中「森林火災保険」を「森林火災」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する保険契約であつて、その時における

る現存保険期間が三月に満たないものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する保険契約であつて前項に規定するものの以外のものであるものは、昭和三十六年五月三十一日までは、なお従前の例による。

4 前項に規定する保険契約であつて、同項に規定する期日までにその保険契約者から、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対しその契約を次項の規定により変更することを希望しない旨の申請があつたものについては、前項に規定する期日経過後においても、なお従前の例による。

5 附則第三項に規定する保険契約であつて前項に規定するもの以外のものであるものは、昭和三十六年六月一日午前零時において、政府とその保険契約者との間に、当該保険契約に係る保険の目的たる森林につき、火災によつて生ずべき損害のほか、気象上原因による災害(風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害に限る)によつて生ずべき損害(以下「気象災害による損害」という)をも政府においててん補する旨の約定の変更が行なわれたものとする。

6 前項の場合には、当該保険契約については、保険料の額は従前の額と同額とし、気象災害による損害に係る政府のてん補額を計算する場合における保険金額は政令で定めるところにより計算した金額とする。

7 附則第五項の場合には、当該保険契約については、政府の気象災害による損害をてん補する責任は、同項に規定する時から始まるものとする。

8 改正後の第十五条第四号の規定は、附則第五項に規定する保険契約についても、適用する。

9 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「森林火災保険事業」を「森林火災保険事業」に改める。

第四条第五十七号中「森林火災国営保険事業」を「森林火災国営保険事業」に改める。

第六十二條第五号中「森林火災国営保険」を「森林火災」に改め、同条第六号中「森林火災保険特別会計」を「森林火災特別会計」に改める。

第六十五條第一項の表中

森林火災
国営保険
審査会

森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の規定により森林火災国営保険に關する事項を審査すること。

に改め、同条第二項中「森林火災

審査会

森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の規定により森林火災国営保険に關する事項を審査すること。

に改め、同条第二項中「森林火災

審査会

昭和三十六年三月十五日 参議院會議録第十二号

森林火災国営保險法の一部を改正する法律案、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案外一件

一六六

災國營保險審査會を「森林保險審査會」に、「森林火災國營保險法」を「森林國營保險法」に改める。

10 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第六項及び第五十四条第四項中「森林火災國營保險法」を「森林國營保險法」に、「森林火災國營保險」を「森林保險」に改める。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 たいだいま議題となりました森林火災國營保險法の一部を改正する法律案について、農林水産委員會における審査の経過並びに結果を報告いたします。

森林火災國營保險法は、昭和十二年に制定され、その後数回の改正を経て今日に至っております。ところが、今回の國營保險事業を拡充して、森林の火災による損害のほか、風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害による気象上の損害についてもこれを填補することとして、森林保險事業を総合的に発展せよとするのが、この法律案の趣旨及びこれがおもな内容であります。

委員會におきましては、提案の理由その他の説明を聞き、質疑に入り、保險事故及び保險目的の拡大、無事戻し制の復活、保險料率の引き下げ、保險標準金額の引き上げ、積立金の効率的な運用、病虫獸害防除対策の確立、林業統計の整備、保險料の払込方法、その他制度の運用状況等が問題になったのでありまして、これが詳細は會議録

に載ることを御了承願ひたいのであります。

かくて質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、この法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

続いて、委員長及び理事の打ち合わせによつて、委員長から、この保險制度の整備確立及び運用方法の改善に關して政府の善処を求める趣旨の付帯決議案を提案して、これまた全会一致をもって委員會の決議とすることに決定し、なお、この付帯決議に對して、井原農林政務次官から、決議の趣旨を十分尊重し、検討の上善処したい旨の発言がありましたことを申し添えて、報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案、

日程第三、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上兩案を一括して議題とすること、

に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。文教委員長平林剛君。

審査報告書

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月十日 文教委員長 平林 剛

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員會の決定の理由

本法案の内容は、経済的理由によつて、就学困難な児童及び生徒のための学用品若しくは、その購入費又は通学に要する交通費の給与を行なう地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資するよう、所要の改正を行なうとするものであり、妥當な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う費用約五億四千八十万円が昭和三十六年度予算に計上されている。

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月九日 衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

題名を次のように改める。

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に關する法律

第一条中「児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与を行なう」を「児童及び生徒について教科用図書及び修学旅行費の給与を行なう」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「若しくはその購入費」の下に、学用品若しくはその購入費、児童若しくは生徒の通学に要する交通費を加へ、

「小学校の第六年度の児童若しくは中学校の第三年度の生徒に係る修学旅行費」を「児童若しくは生徒の修学旅行費」に改め、同条第一号中「教科用図書又はその購入費」を「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費」に改める。

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則

審査報告書

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月十日 文教委員長 平林 剛

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員會の決定の理由

本法案の内容は、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部の児童、生徒について、学用品の購入費の全部又は、一部を支給することにより、これらの生徒の就学をより一層奨励するため、所要の改正を行なうものであり妥當な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う費用約千二百三十九万円が昭和三十六年度予算に計上されている。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月九日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

盲学校、聾学校及び養護学校への
就学奨励に関する法律の一部を改
正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校へ
の就学奨励に関する法律の一部
を改正する法律

盲学校、聾学校及び養護学校への
就学奨励に関する法律（昭和二十九
年法律第百四十四号）の一部を次の
ように改正する。

第二条第一項に次の一号を加え
る。

六 学用品の購入費

附則
この法律は、昭和三十六年四月一
日から施行する。

〔平林剛君登壇、拍手〕

○平林剛君 たいま議題となりまし
た二法案について、文教委員会におけ
る審議の経過並びに結果を御報告いた
します。

まず、就学困難な児童及び生徒のた
めの教科用図書及び修学旅行費の給与
に対する国の補助に関する法律の一部
を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、現在、経済的な理由によ
り就学困難な事情にある児童、生徒
に対し、教科用図書及び修学旅行に要
する経費について国の補助が行なわれ
ておりますが、今回新たに学用品費及
び児童、生徒の通学に要する経費につ
いても国の補助制度を創設しようとする
ものであります。

すなわち、困窮家庭にとっては、児
童、生徒が学習を行なうため必要な学
用品の購入に要する経費も相当な経済
的負担となつておるのであります。
また、遠距離通学をする児童、生徒
の交通費もかなりの重荷となつており
ますので、これらの経費について国が
援助を行ない、もつて就学の奨励をはか
らうとするものであります。なお、修
学旅行に要する経費につきましては、
従来、小中学校の最高学年に限って補
助の対象にしてきたのでありますが、
僻地等におきましては、児童、生徒数
が少くない等の理由により、低学年の児
童、生徒もあわせて修学旅行に参加さ
せる例もございまして、最高学年以
外の児童、生徒の修学旅行に要する経
費についても、これを補助の対象とし、
もつて義務教育の円滑な実施に資
することが政府の本案提出の理由であ
ります。

また、国の援助の拡大に伴い、法律
の題名を、就学困難な児童及び生徒に
係る就学奨励についての国の援助に関
する法律と改正いたしております。

委員会の審議にあたりましては、不
就学及び長欠の児童、生徒の実態、準
要保護児童、生徒数の算定基礎、修学
旅行に際しての教職員の旅費負担その
他に関して、各委員より熱心な質疑が
展開されましたが、これらの質疑及び
政府の答弁の詳細については会議録に
譲りたいと存じます。

次に、盲学校、聾学校及び養護学校
への就学奨励に関する法律の一部を改
正する法律案について申し上げます。
御承知の通り、盲学校、聾学校及び
養護学校への就学奨励法の制定によ

り、これらの学校への就学は多大の効
果をおさめておりますが、今回さらに
小学部及び中学部の児童、生徒に対
し、新たに学用品の購入費を就学奨励
費の対象に加え、一そう就学奨励の実
をあげるため、所要の改正を行なおう
とするものであります。

委員会の審議にあたりましては、各
委員より、盲学校、聾学校の名称が、
これと関係のある児童、父兄に劣等感
を与え、進学意欲をそいでいること
に、かんがみ、将来、学校の名称につ
いて考慮を払うべきこと、特殊学校の教育
には、幼稚部から高等部までの一貫し
た教育、特に職業教育においてその必
要性が痛感されること、あんな、鍼灸
等の盲人職域に暗視者の進出が著しく
なつてきた現状に対処する盲人の保護
対策、養護学校は少なくとも都道府県
に一校を設置すること、特殊学級の増
設をすること、特殊学校教員の勤務時
間の短縮と定数基準の厳守等の諸点、
その他について質疑があり、これに対
して政府より、おおむね同様の意が表
明されました。逐次、就学奨励の拡大
に努力して参りたいとの答弁がありま
したが、これらの質疑応答の詳細につ
きましては会議録に譲りたいと存じま
す。

質疑を終わし、討論に入りましたと
ころ、専断委員から日本社会党を代表
して、両案に賛成の意見が述べられ、
特殊な貧困家庭あるいは心身障害の児
童、生徒に対しては、私立学校等にそ
の教育の責任を移すことなく、国の責
任において、一般の義務教育よりも優
遇し、諸設備、諸経費を完備して、あ
たかな教育を受けられるよう、次年

度において画期的な政策を樹立するよ
うにとの要望がありました。
かくて討論を終了し、両案について
それぞれ採決の結果、いずれも全会一
致をもつて原案通り可決すべきものと
決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（松野鶴平君） 別に御発言もな
ければ、これより両案の採決をいたし
ます。

両案全部を問題に供します。両案に
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認め
ます。よつて両案は全会一致をもつて
可決せられました。

○議長（松野鶴平君） 日程第四、国債
整理基金に充てるべき資金の繰入れの
特例に関する法律案、
日程第五、補助金等の臨時特例等に
関する法律の一部を改正する法律案、
日程第六、地方公共団体の負担金の
納付の特例に関する法律を廃止する法
律案（いずれも内閣提出、衆議院送
付）、
以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認
めます。まず委員長長の報告を求めま
す。大蔵委員長大竹平八郎君。
〔審査報告書は都合により第十五
号末尾に掲載〕

国債整理基金に充てるべき資金の
繰入れの特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十六年三月九日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

国債整理基金に充てるべき資金の
繰入れの特例に関する法律案
国債整理基金に充てるべき資金
の繰入れの特例に関する法律

1 昭和三十六年度以後当分の間、
国債の償還財源に充てるため一般
会計から国債整理基金特別会計に
繰り入れるべき金額は、国債整理
基金特別会計法（明治三十九年法
律第六号）第二条第二項の規定に
かかわらず、財政法（昭和二十二
年法律第三十四号）第六条第一項
その他の法律の規定により国債
の償還財源に充てる金額と合して
毎年度の予算に定めるところによ
るものとする。

2 前項の金額の決定については、
国債整理基金の状況、一般会計の
負担に属する国債の償還見込みそ
の他の事情を勘案し、将来におけ
る同基金による国債の償還に支障
を生じないようになければなら
ない。

附則
この法律は、公布の日から施行
する。

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 昭和二十八年度から昭和三十五
年度までの各年度における国債整
理基金に充てるべき資金の繰入れ
の特例に関する法律（昭和二十八
年法律第百号）は、廃止する。

3 国債整理基金特別会計法の一部
を次のように改正する。

昭和三十六年三月十五日 参議院会議録第十二号
法律案外一件 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案外二件
一六七

附則に次の二条を加える。

第十四条 日本国有鉄道法施行法

(昭和二十四年法律第五号)第九

条第二項又ハ日本電信電話公

社法施行法(昭和二十七年法律

第二百五十一号)第八條第二項

ノ規定ニ依リ日本国有鉄道又ハ

日本電信電話公社ガ政府ニ対シ

負フ債務ノ償還金及利子(以下

「法定債務ノ償還金等」ト謂フ)

ハ国債整理基金特別会計ノ歳入

トス

第十五条 政府ガ日本国有鉄道及

日本電信電話公社ヨリ法定債務

ノ償還金等ノ支払ヲ受ケタルト

キハ其ノ支払金額ニ相当スル金

額ガ第二條第一項ノ規定ニ依リ

一般會計ヨリ国債整理基金特別

會計ニ繰リ入レラレタルモノト

看做ス

〔審査報告書は都合により第十五

号末尾に掲載〕

補助金等の臨時特例等に関する法

律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

昭和三十六年三月九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

補助金等の臨時特例等に関する法

律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する

法律の一部を改正する法律

補助金等の臨時特例等に関する法

律(昭和二十九年法律第九十九号)

の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

9 この法律の規定は、これに係る

国の補助金又は負担金について法

律で別段の措置が講ぜられるまで

の間、その効力を有する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律

第九号)の一部を次のように改

正する。

第三十六條中「昭和二十九年

度から昭和三十五年までの間に限

り」を「当分の間に改める。

〔審査報告書は都合により第十五

号末尾に掲載〕

地方公共団体の負担金の納付の特

例に関する法律を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

昭和三十六年三月九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

地方公共団体の負担金の納付の特

例に関する法律を廃止する法律

案

地方公共団体の負担金の納付の

特例に関する法律を廃止する法

律

地方公共団体の負担金の納付の特

例に関する法律(昭和二十八年法律

第十一号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月

一日から施行する。

2 昭和三十五年以前年度の予

算により国が直轄で施行した事業

(昭和三十六年度に繰り越して施

行するものを含む)に係る負担金

については、なお従前の例によ

る。

3 特定土地改良工事特別会計法

(昭和三十一年法律第七十一号)の

一部を次のように改正する。

第三條中「地方公共団体の負

担金の納付の特例に関する法律

(昭和二十八年法律第十一号)第

一項の規定により納付された地方

債証券の償還金及び利子」を削

る。

第十四條第三項中「並びに第三

條に規定する地方債証券の償還金

及び利子」を削る。

4 道路整備特別会計法の一部を改

正する法律(昭和三十五年法律第

七十六号)の一部を次のように改

正する。

附則第四項中「地方公共団体の

負担金の納付の特例に関する法律

第一項の規定により納付された」

を削る。

〔大竹平八郎君登壇、拍手〕

○大竹平八郎君 ただいま議題となり

ました三法律案につきまして、大蔵委

員会における審議の経過並びに結果を

御報告申し上げます。

まず、国債整理基金に充てるべき資

金の繰入れの特例に関する法律案につ

いて申し上げます。

本案は、国債償還の現況にかんが

み、昭和二十八年度以降年々講じられ

てきた昭和二十八年度から昭和三十

五年度までの各年度における国債整理基

金に充てるべき資金の繰入れの特例に

関する法律を廃止し、昭和三十六年度

以降当分の間は、国債の償還財源に充

てるため一般会計から国債整理基金特

別会計に繰り入れられる金額は、国債整

理基金特別会計法の規定にかかわらず、

財政法その他の法律の規定により国債

の償還財源に充てる金額を合わせて毎

年度の予算で定めるところとし、また、

廃止法律に定められている日本国有鉄

道及び日本電信電話公社からの法定債

務の償還金等は、国債整理基金特別会

計の歳入とし、一般会計から同特別会

計に繰り入れがあったものとみなすこ

う規定は今後も継続することとし、

これに伴い必要な規定の整備をはか

うとするものであります。

委員会における審議の詳細につきま

しては会議録によつて御承知を願いた

いと存じます。質疑を終了し、討論、

採決の結果、多数をもって原案通り可

決すべきものと決定いたしました。

次に、補助金等の臨時特例等に関す

る法律の一部を改正する法律案につい

て申し上げます。

昭和二十九年度における補助金等の

整理合理化の一環として、補助金の引

き下げ等につき法律措置を必要とする

ものについて特例規定を設けるため、

補助金等の臨時特例等に関する法律が

制定され、その後、毎年度適用期限を

延長してきました。その間、補助金等

の整理合理化について検討を続け、結

論を得たものは基本法を改正する等の

措置をし、逐次、特例規定を整理して

きたのであります。なお引き続いて

検討を加える必要がありますので、本

案は、その結論が得られ別段の法律措

置が講じられるまでの間、この特例法

の効力を存続せしめようとするもので

あります。

委員会においては、補助金等の整理

合理化問題について、中央、地方の財

政調整、事務配分等の総合的な検討を

なすべきではないか、民間有識者によ

る補助金制度研究懇談会や各省連絡協

議会等の検討結果はいかに活用されて

いるか等の質疑がなされ、また、地方

公共団体の屎尿処理問題について、補

助金等の面で積極的に考慮すべきでは

ないか等の質疑がなされましたが、そ

れらの詳細は会議録によつて御承知願

います。

質疑を終わり、討論、採決の結果、

全会一致をもって原案通り可決すべき

ものと決定いたしました。

最後に、地方公共団体の負担金の納

付の特例に関する法律を廃止する法律

案について申し上げます。

国が直轄で行なう事業にかかる地方

公共団体の負担金につきましては、昭

和二十八年、当時の地方財政の状況に

かんがみ、地方公共団体の負担金の納

付の特例に関する法律が制定され、現

金納付にかえ、地方債証券による納付

が認められてきたのであります。この

地方債証券による納付制度には、国

と地方公共団体との間の費用負担関係

を不明確にし、また、地方団体の財政

を不健全にする等、種々の弊害がある

と指摘されて参りましたので、昭和三

十五年度におきまして、国有林野事

業、特定港湾施設工事、道路整備及び

治水の各特別会計で行なう事業にかか

る地方団体の負担金について、地方債

証券による納付制度を取りやめ、現金

納付とし、その所要資金の一部については、資金運用部資金による地方債引き受け措置が講じられたのであります。

本案は、近年地方財政が好転して参りましたこと、並びに昭和三十六年度におきまして、一般会計の直轄事業にかかる地方負担金につきましても、所要資金の一部について資金運用部資金による地方債引き受け措置が講じられることとなったのにかんがみ、今後国の直轄事業にかかる地方負担金については、すべて地方債証券による納付制度を廃止しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、この制度の廃止によって、一般事業の地方債起債が圧迫されるのではないか、赤字団体に對してはいかなる措置を講ずるのか等につきましても質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案及び補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長吉武恵市君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)の一部を次のように改正する。
第三条第六号を次のように改める。

六 住宅を補修し、改築し、又は増築するのに必要な資金(以下「住宅資金」といふ。)

第四条第五号中「三万円」を「五万円」に改め、同条第六号中「住宅補修資金」を「住宅資金」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第五条第一項中「四年」を「六年」に、「二年」を「三年」に、「住宅補修資金」については据置期間経過後五年を「住宅資金」については据置期間経過後六年に改め、同条第三項及び第四項中「住宅補修資金」を「住宅資金」に改める。

第十条第一号中「第八条第一号」を「第八条第二項第一号」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案は、母子世帯に対する福祉資金貸付の運用状況にかんがみ、住宅資金及び事業継続資金の貸付限度額、償還期限等について改正を加えんとするものであります。その要旨は、第一に、住宅の資金については、従来住宅補修にのみ及ぼされてきた貸付を、増改築にまで及ぼすこととする。第二に、その貸付限度額を三万円から十万円に引き上げることとし、また、償還期限を五年から六年に延長すること。第三に、事業継続資金について、その個人分の貸付限度額を三万円から五万円に引き上げ、償還期限を二年から三年に延長するとともに、事業

開始資金の償還期限を四年から六年に延長すること等であり、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑が行なわれたのであります。そのおもなるものを申し上げますと、「母子福祉資金の借り入れ申請に對して、貸付を承認せられなかった件数のうち、府県における貸付金財源の不足によるものが大きな割合を占めているが、その対策はどうか。また、昭和三十六年度における貸付金の財源はどのようになっているか」との質問に對し、「昭和三十六年度においては、貸付金の新規財源として、国が三億圓、府県がその半額の一億五千万圓を計上し、従来の貸付金の年度内における償還見込み額と合せて、合計十六億圓を貸付財源に充てることとなつております。しかし、貸付金の新規財源として地方費から支出する分が従来と大きく不足がちなものであり、これを地方の財政事情によることが多いのであるが、自治省当局ともよく話し合つて、今後一そう行政指導に努力したい」との答弁がありました。そのほか、貸付金の借り入れ申請及び貸付承認の状況、母子相談員の経費は、婦人相談員と同様に、国庫負担の対象とすべきではないかなど、質疑があり、特に本制度の運営にあたつては、法の精神を十分に生かし、母子福祉資金の財源不足による貸付不承認のような事態を生じないよう、各委員から強い要望がありました。その詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

議員

議長

松野 鶴平君

杉山 昌作君

石田 次男君

村山 道雄君

森 八三二君

柏原 ヤス君

小平 芳平君

田中 清一君

原島 安治君

稲浦 鹿蔵君

大泉 寛三君

大竹平八郎君

中尾 辰義君

白木義一郎君

鈴木 恭一君

白井 勇君

佐藤 芳男君

吉江 勝保君

奥 むめお君

常岡 一郎君

竹中 恒夫君

三木與吉郎君

佐藤 尚武君

天坊 裕彦君

市川 房枝君

近藤 鶴代君

村松 久義君

堀 末治君

藤野 繁雄君

大谷 繁潤君

辻 政信君

千田 正君

笹森 順造君

野上 進君

山本 杉君

谷村 貞治君

天竺 良吉君

米田 正文君

島島徳次郎君

岸田 幸雄君

北畠 教真君

金丸 富夫君

手島 栄君

昭和三十六年三月十五日 参議院會議録第十二号

大谷 藤之助君	鍋島 直紹君	龜田 得治君	加瀬 完君
石谷 憲男君	増原 恵吉君	阿貝 根 登君	大倉 精一君
山本 利壽君	勝俣 稔君	小笠原三男君	高田なほ子君
小幡 治和君	佐野 廣君	光村 甚助君	湯澤三千男君
後藤 義隆君	中野 文門君	井野 碩哉君	加藤シヅエ君
前田佳都男君	最上 英子君	清澤 俊英君	木村禧八郎君
岡崎 真一君	武藤 常介君	千葉 信君	小林 孝平君
野本 品吉君	小柳 牧衛君	岩間 正男君	須藤 五郎君
宮澤 喜一君	谷口弥三郎君	米田 勲君	大矢 正君
新谷寅三郎君	紅露 みつ君	北村 暢君	永末 英一君
木内 四郎君	石原幹市郎君	安田 敏雄君	田上 松衛君
斎藤 昇君	吉武 恵市君	木下 友敬君	平林 剛君
下條 康磨君	林屋亀次郎君	秋山 長造君	久保 等君
寺尾 豊君	野村吉三郎君	永岡 光治君	相馬 助治君
大野木秀次郎君	田中 茂穂君	戸叶 武君	椿 繁夫君
江藤 智君	西田 信一君	矢嶋 三義君	成瀬 幡治君
林田 正治君	木島 義夫君	松浦 清一君	岡 三郎君
村上 春蔵君	植垣弥一郎君	佐多 忠隆君	田中 一君
赤間 文三君	青田源太郎君	藤原 道子君	村尾 重雄君
松村 秀逸君	松野 孝一君	栗山 良夫君	近藤 信一君
井川 伊平君	堀見 俊二君	羽生 三七君	内村 清次君
上林 忠次君	梶原 茂嘉君	松本治一郎君	山田 節男君
高野 一夫君	平島 敏夫君	赤松 常子君	棚橋 小虎君
館 哲二君	小林 武治君	國務大臣	
大谷 賛雄君	井上 清一君	大蔵大臣	水田三喜男君
加藤 武徳君	高橋進太郎君	厚生大臣	古井 喜實君
小沢久太郎君	古池 信三君	農林大臣	周東 英雄君
秋山俊一郎君	小山邦太郎君	政府委員	
重宗 雄三君	堀木 謙三君	科学技術	
一松 定吉君	鹿島守之助君	政務次官	松本 一郎君
木村篤太郎君	野田 俊作君	文部政務次官	瀧 彌三君
野上 元君	豊瀬 禎一君	農林政務次官	八田 貞義君
千葉千代世君	山本伊三郎君	郵政政務次官	森山 欽司君
武内 五郎君	小柳 勇君		
鶴岡 哲夫君	横川 正市君		
阿部 竹松君	大川 光三君		
占部 秀男君	鈴木 壽君		
大河原一次君	伊藤 顕道君		
重政 庸徳君	藤田 進君		

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十四円)
(郵送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(三)三一 百五十五